

(仮称) 大田区ハト・カラスへの給餌による被害の防止に関する条例 (案)
に対する区民意見等の募集について

1 背景、目的

ハト・カラスなどへの給餌は、えさに集まるハト・カラスのフンや羽毛などによる生活環境の悪化、生態系への影響などの様々な被害を及ぼしている。しかしながら給餌行為を規制する根拠法令はないことから、こうした行為について一定のルールが必要であると考え。

ついては、以下の通り、区民の健康や安全安心な暮らしを守るために「(仮称) 大田区ハト・カラスへの給餌による被害の防止に関する条例」を策定する。

2 条例 (案) の骨子

項目	骨子
対象となる動物	自ら所有せず、かつ占有しないハト・カラス (ドバト、ハシブトガラス、ハシボソガラス)
区民等の責務	ハト・カラスへの給餌による被害 (鳴き声、ふん尿による臭い、羽毛、威嚇等) を生じさせることのないよう努めなければならない。
禁止行為	<p>公共の場所 (道路・公園等) において、ハト・カラスへ給餌を行うこと。</p> <p>公共の場所において、ハト・カラスへの給餌による被害を生じさせること。</p>
違反者への対応	<p>違反者には注意、指導を行う。</p> <p>公共の場所に被害を生じさせた場合は、注意を行い、従わない場合は指導書を交付する。交付後も違反を繰り返した場合は5万円以下の過料を科す。</p>
スケジュール	令和4年第1回定例会に議案を提出する予定。

3 パブリックコメントの実施期間

令和3年10月15日 (金) から11月5日 (金) までの間 (3週間)

4 募集方法

(1) パブリックコメントの実施期間中に、条例案の概要を区のホームページに掲載するとともに、区政情報コーナー、各特別出張所、環境対策課において閲覧できるようにしたうえで、区民一般から意見を募集する。

(2) 意見の提出は、環境対策課への郵送、ファクシミリ、電子メール、持参又は各特別出張所への持参によって受け付ける。